

# 周防大島町地域防災計画 概要版

平成 28 年 3 月発行

周防大島町では地域防災計画の見直しを行いました。『周防大島町地域防災計画 概要版』は、町民の皆様に地域防災計画の役割や、町民の皆さんに知っていただきたいことを質問形式で整理したものです。地域防災計画の全文は、周防大島町ホームページ（「周防大島町 地域防災計画」で検索）に掲載したり、総務部総務課、各総合支所に常備している冊子でご確認ください。

この概要版についてのお問い合わせなどは、総務部総務課までお問い合わせください。  
 （電話）0820-74-1000 （ファックス）0820-74-1016（代表）  
 （メール）周防大島町ホームページのメールフォームからお送りください。

## 質問）地域防災計画とは何ですか？

**（回答）** 地域防災計画は、町の防災対策に関する基本的なことを定める計画です。

- ・災害から住民の生命、身体、財産を保護し、災害による被害を軽減し、社会の秩序維持と公共の福祉の確保を目的として策定する計画です。
- ・地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）で作成が義務付けられています。

**（回答）** 行政や関係機関、学識経験者などで組織する周防大島町防災会議が策定しています。

- ・地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、周防大島町防災会議が策定しています。
- ・周防大島町防災会議は、町長をはじめ、行政の出先機関（国、県など）、公共機関（NTT、中国

## 質問）地域防災計画はどのような内容ですか？

**（回答）** 周防大島町の地域防災計画は本編と震災対策編で構成しています。

- ・周防大島町地域防災計画は、災害時に行うべき対応について台風や豪雨などを対象とした「本編」と、特に地震災害を対象にとりまとめた「震災対策編」の 2 編で構成しています。
- ・それぞれ、下表のとおり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興計画で構成しています。また、計画に関連する資料などを「資料編」として整理しています。

編	主な内容	
本 編	総 則	計画の方針や町の概況について示します
	災 害 予 防 計 画	災害に備えて、町をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示します
	災 害 応 急 対 策 計 画	災害発生直前から発生後の初動期までの応急対策を示します
	復 旧 ・ 復 興 計 画	応急対策後の災害復旧や復興に係わる事項を示します
震 災 対 策 編	（基本編と同じ構成）	地震災害の対応について示します
資 料 編	計画に係わる様式、条例、その他資料を示します	

**（回答）** 国・県・町の諸計画と連携、調整して作成されています。

- ・地域防災計画は、災害対策基本法をはじめとする諸法令や、国が策定する防災基本計画や県の地域防災計画などと連携を図り作成されています。

**質問) なぜ地域防災計画を見直すことになったのですか？**

(回答) 東日本大震災など、近年の災害を契機として大幅な見直しが必要になりました。

◎ **地域防災計画は毎年見直す計画です。**

- ・地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があるときは、周防大島町防災会議で修正します。

◎ **国や県の計画は、大きな災害の後などには、大幅に改正されてきました。**

- ・国の防災基本計画は、阪神・淡路大震災を契機に平成7（1995）年7月に全面改定が行われ、その後も大規模な災害の発生にあわせて見直されてきました。さらに、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策基本法をはじめとする法律が大きく改正され、国の防災基本計画は大幅な見直しが行われました。
- ・また、大規模な被害が懸念されている南海トラフ巨大地震に対する防災対策を進める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、国や地域の防災力を高めるための動きにあわせて、山口県でも地域防災計画の見直しが進められました。

◎ **周防大島町も地域防災計画の見直しを行いました。**

- ・町の現在の計画（H18.6策定）以降に行われた関連法令（災害対策基本法など）、上位計画（防災基本計画や山口県地域防災計画など）の修正事項のうち、町に関連のある項目について修正し、より実用的な内容に見直しました。
- ・計画書は、町の災害特性から、風水害時の対応を中心に記載した「本編」を基本とし、特に地震災害に関係する事項を「震災対策編」にまとめ、計画の簡素化を図りました。
- ・町の人口や災害履歴などの時点修正など、町の防災施策にあわせて修正しました。
- ・震災対策編では、南海トラフ巨大地震のような広域な災害に備えるため、津波対策等について見直し、南海トラフ巨大地震などの広域災害への対策を記載しています。

表 周防大島町地域防災計画の主な改訂内容

項目	主な改訂内容	
総則	○災害教訓の伝承 ○津波浸水想定結果及び被害想定結果等を踏まえた修正	
予防	○備蓄（最低3日間、推奨1週間） ○住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ○避難所等における女性等ニーズへの配慮 ○土砂災害防止法の改正に係る修正 ○津波災害警戒区域の避難対策 ○緊急輸送道路の変更 ○津波災害予防対策の拡充	○災害応急体制の整備 ○応援協定 ○指定緊急避難場所等の指定 ○医療活動 ○避難行動要支援者名簿の作成 ○ボランティア支援体制の整備
応急	○特別警報（気象庁）運用開始に係る修正 ○市町の避難勧告・指示等 ○緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動 ○遺体対策 ○水防団員、消防団員の安全確保 ○南海トラフ地震防災対策推進計画	○安否情報の提供等 ○広域一時滞在 ○災害救助法改正に係る修正 ○被災動物の救護 ○津波災害応急対策計画の新設 ○広域消防応援・受援計画の作成
復旧	○被災者台帳の作成	

## 質問) 災害に備え、私たち住民は何をすればいいですか？

(回答) 自分や家族の命を守り、地域全体で助け合うために、日頃から災害に備えた準備をしておくことが重要です。

- ・自分自身で自分の命や身の安全を守る『自助』はもちろんのこと、地域コミュニティにおいて相互に助け合う『共助』の取組みを含め、災害に備えて事前に準備しておくことが重要です。

### ◎自分や家族の命を守るための準備をしましょう (自助)

- 3日(できれば1週間)分の備蓄、非常用の持出袋、非常用電源を準備しましょう。
- 家族や役場との連絡手段を確保しておきましょう。
- 緊急時の連絡先を調べておきましょう。
- 災害時の行動について話し合っておきましょう。
- 家族で避難所の場所・道順や身のまわりの危険箇所を確認しておきましょう。

### ◎地域全体で助け合いましょう (共助)

- 声を掛け合って避難しましょう。
- 地区の集会などで、日頃から避難場所、避難所への道順を地域全体で話し合いましょう。

### ●非常持出袋チェックリスト (例)

- ・チェックリストを利用して、いざというときに必要なものを事前に準備しておきましょう。

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食 (火を通さなくても食べられるもの) | <input type="checkbox"/> 懐中電灯  |
| <input type="checkbox"/> 貴重品 (印鑑、預金通帳、現金など)    | <input type="checkbox"/> 予備電池  |
| <input type="checkbox"/> 救急箱                   | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ |
| <input type="checkbox"/> ナイフ                   | <input type="checkbox"/> ライター  |
| <input type="checkbox"/> 缶切り                   | <input type="checkbox"/> ロウソク  |
| <input type="checkbox"/> 衣類                    | <input type="checkbox"/> 毛布    |
| <input type="checkbox"/> その他 (生活用品、飲料水、毛布など)   |                                |

### ●災害から復旧するまでの数日間を生活できるよう、日頃から、原則3日分、ローリングストックなどにより、一週間分の食料等の備蓄を行っておくことが重要です。

※ローリングストック…備蓄品を定期的(1ヶ月に1、2度)に使用し、使用した分を買い直し備蓄していく方法です。使用しながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として使える利点があります。

### ●町は、災害時の緊急情報を、防災行政無線から昼夜を問わず、屋内の戸別受信機と屋外子局からお知らせいたします。

### ●町外にいても防災情報や気象情報を受け取ることができる、周防大島町防災メール配信システムに登録して、災害に備えましょう。

### ●緊急連絡先：周防大島町役場総務課 (0820-74-1000)

## 周防大島町 防災メール 配信システム

### 【町から配信する内容】

- ・土砂災害警戒情報 ・津波注意報、津波警報、大津波警報
  - ・緊急地震速報(震度5以上)・避難勧告等
  - ・国民保護情報(ミサイル情報など)
  - ・特別警報(尋常でない大雨等が予想される場合に発令)
  - ・その他の防災情報(台風、豪雨、高潮、洪水など被害が予想されるような自然現象や海上災害、航空災害など、大規模な人為的事故など)
- 登録方法：[e-suo-oshima@xpressmail.jp](mailto:e-suo-oshima@xpressmail.jp)へ空メールを送信またはQRコード読取



防災メール  
QRコード

## 質問) 災害のときはどのようなことに注意すればよいですか？

(回答) 気象情報や実際の状況に注意して、早めに避難することが重要です。

### ◎ 日頃から次のようなことを準備しておきましょう

町は「土砂災害」、「津波」、「高潮・洪水」、「地震防災」などのハザードマップを発行しています。

- ・ハザードマップの表面（情報面）には、災害の前兆現象、災害時に発表される情報と避難行動の考え方などが掲載されています。各種ハザードマップの表面・裏面の両方を活用して、災害の予兆を知り、避難の道順、身を守るための対策を確認しておくなど、災害に備えた準備を行いましょう。

### ◎ 台風や大雨がきたときには次の点に注意しましょう

役場の指示や放送を待たず、実際の状況に注意して早めに避難しましょう。

避難時にはご近所で声をかけあって避難しましょう。

垂直避難も有効です。

- ・豪雨などで外への避難が危険な場合や、避難に時間的余裕のない場合には、2階などの高いところに避難する垂直避難も有効です。

### ◎ 地震が起こったときには次の点に注意しましょう

机の下に隠れるなど、身を守る行動をとりましょう。

津波の情報に注意して、高台などに早めに避難しましょう。

- ・どこへ避難すればよいか、自宅、職場など合わせて確認しておきましょう。

## 質問) 避難所に避難したあとにすることはありますか？

(回答) 皆さんの協力によって、円滑に避難所を運営していくことが重要です

- ・大規模で広域な災害が発生した時は、あらゆる場面で『自助・共助の力』が重要となります。また、大規模な災害が発生すると、町の準備だけでは対応しきれないことが予想されます。
- ・そのため避難所では、事前に備蓄等を用意しておき自らを助ける『自助』だけでなく、地域コミュニティにおいて相互に助け合う『共助』の力が重要となります。

### ◎ 住民のみなさんをお願いしたいこと

- ・避難所での生活が長期にわたる場合、避難者の方も避難所の運営を手伝っていただくことが必要となります。
- ・ケガなどされておらず、お手伝いいただける場合は、次のような支援をお願いいたします。

- ・避難所運営への参加
- ・避難所の掃除
- ・食事の配膳
- ・備蓄品や支給品の配布の手伝い
- ・要配慮者への声かけや手伝い など
- ・災害が起こったときに被害をうけやすいのは、お年寄りや乳幼児、障がいのある方、病気やけがをしている方などの要配慮者です。要配慮者を災害から守るためにも、地域で協力し災害に備えることが重要です。